



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書
(目論見書)
2010.01

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

投資信託説明書

(交付目論見書)

2010.01

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型投信／海外／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。

投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月16日にその届出の効力が生じております。

この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条第2項第1号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ当該取扱販売会社を通じて交付いたします。なお、取扱販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録ください。

< 有価証券届出書の表紙記載項目 >

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 皆川 卓士
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	ニッセイ/パトナム・インカムオープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額 上限2兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

ニッセイノパトナム・インカムオープン

下記の事項は、ニッセイノパトナム・インカムオープン（以下「当ファンド」といいます）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

当ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、主に米ドルの対円での為替変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「期限前償還リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの情報 3. ファンドのリスクおよび留意事項」をご覧ください。

当ファンドの手数料等について

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625% (税抜 2.5%) を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

換金 (解約) 手数料

当ファンドには換金 (解約) 手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.575% (税抜年 1.5%) をかけた額とします。

信託財産留保額

ありません。

監査費用

ファンドの純資産総額に年 0.042% (税抜年 0.04%) をかけた額を上限とします。

その他の費用^(*)

- ・証券取引の手数料等
- ・信託事務の諸費用
- ・借入金の利息

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「費用と税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、運用状況および保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書（交付目論見書）

ファンドの概要が知りたい	
ファンドの概要	1
ファンドの特徴が知りたい	
ファンドの情報	2
1．ファンドの特色	2
2．運用方針	4
3．ファンドのリスクおよび留意事項	6
4．ファンドの仕組みと組織体制	8
ファンドの申込方法が知りたい	
ご投資の手引き	11
1．お申込みについて	11
2．ご換金について	12
3．分配金について	13
4．償還金について	13
ファンドの費用と税金が知りたい	
費用と税金	14
1．ご負担いただく費用・税金	14
2．課税上の取扱い	16
ファンドの運営方法などが知りたい	
その他	18
1．管理および運営の概要	18
2．その他の証券情報	20
3．内国投資信託受益証券事務の概要	21
4．委託会社の概況	22
5．投資信託説明書（請求目論見書）の項目	22
6．商品分類	23
ファンドの運用状況が知りたい	
運用状況	24
1．ファンドの運用状況	24
2．財務ハイライト情報	31
添付	
約款	
用語集	

商品内容に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
また、商品内容、運用状況などは、委託会社のホームページでご覧いただけます。

基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名：インカム）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。

運用報告書は、取扱販売会社からあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。

申込単位、申込手数料およびお客様の口座内容につきましては、取扱販売会社にお問合せください。

取扱販売会社につきましては、委託会社にお問合せください。

< 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先 >

コールセンター 電話番号 0120-762-506

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

ニッセイ / パトナム・インカムオープン

ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 債券
運用の基本方針	主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
主なリスク	金利変動リスク 信用リスク 期限前償還リスク 為替変動リスク 流動性リスク
信託期間	無期限です。
決算日	1・4・7・10月の各15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に、原則として分配方針に基づいて分配を行います。
申込受付	原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません。
申込単位	取扱販売会社にお問合せください。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
申込手数料率	申込手数料率は取扱販売会社毎に異なります。 手数料率の上限は、2.625%（税抜2.5%）です。
換金受付	原則として毎営業日に換金の受付けを行います。 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
買取価額	買取請求受付日の翌営業日の基準価額 （税法上の一定の要件を満たしている場合）
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年率1.575%（税抜1.5%）

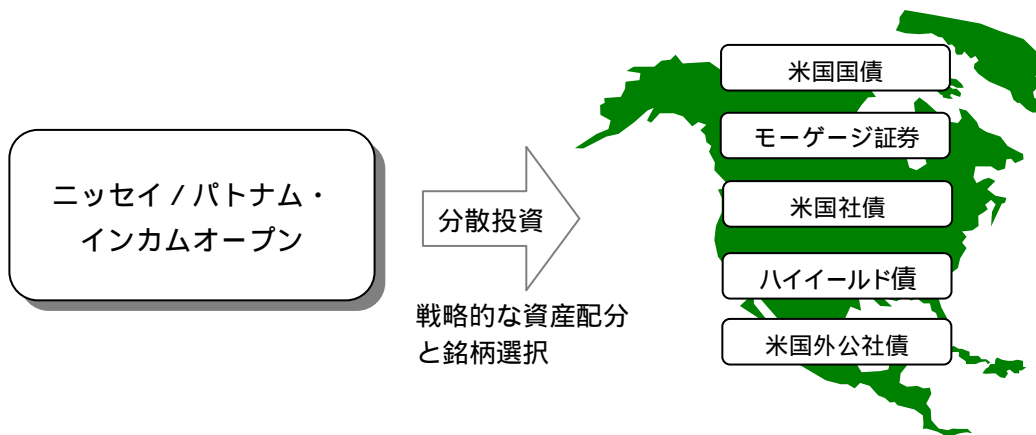
本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの情報

1. ファンドの特色

米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

- ・米ドル建ての多種多様な債券（米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等）を投資対象とします。
- ・業種・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、運用収益の獲得をめざします。



信用リスクをコントロールします。

- ・幅広く分散投資
幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。
- ・高格付債投資
投資適格債の組入比率を85%以上（ハイイールド債の組入比率は15%以下）、組入債券の平均格付を「A格」以上に保ちます。また、組入銘柄については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

クレジットリサーチとは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

債券の格付について

格付		S & P社	Moody's社	（債券の格付とは） 債券の元本、利息の支払いの確実性の度合を示すもので、格付機関(S&P社やMoody's社等)が各債券の格付を行っています。
高い	投資適格格付	AAA	Aaa	
		AA	Aa	
		A	A	
		BBB	Baa	
		BB	Ba	
	投機的格付	B	B	
		CCC	Caa	
		CC	Ca	
		C	C	
低い		D	-	

出所) S & P社、Moody's社 格付の符号については一部省略して表示しています。

ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが運用を行います。

- ・当ファンドは、運用指図に関する権限を米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー (The Putnam Advisory Company, LLC.）」に委託します。

ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

パトナム・インベストメンツの概要

(平成 21 年 9 月末現在)

パトナム・インベストメンツは 1937 年創立の米国で最も古い資産運用会社の 1 つです。運用資産は約 1,136 億ドル(約 10 兆円)、投信残高は約 614 億ドル(約 5 兆円)の規模を誇ります。

設定済み投信は 70 本以上、投資家数は約 600 万人にのびります。

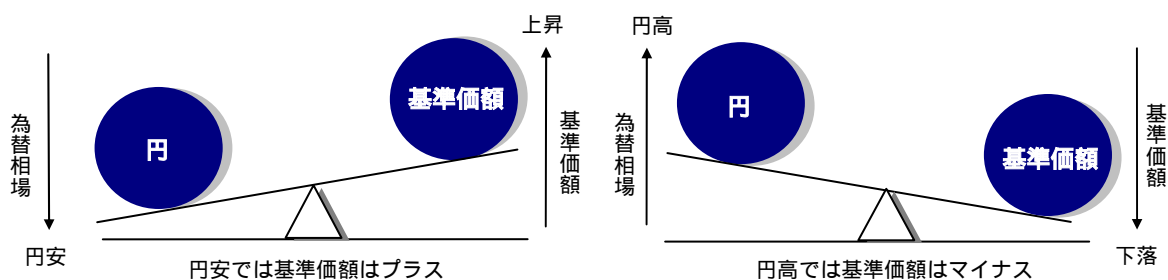
ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を 157 名有しています。

原則として、為替ヘッジ は行いません。

為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

為替相場と基準価額の関係 (イメージ図)



2. 運用方針

ファンドの目的および基本的性格

基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

詳細につきましては、後記「その他 6. 商品分類」をご確認ください。

投資態度

主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）¹から信託報酬相当分（年率 1.5%）を控除した数値を参考指標²とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

- 1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスは、米国の投資適格固定利付債券市場を対象とし、国債、社債、MBS、ABSを含む総合的な債券インデックスで米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。パークレイズ・キャピタルは当ファンドとは何ら関係なく、ファンドの運用成果等に対して一切の責任を負うものではありません。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。
- 2 ファンドは、当該参考指標との連動性を旨とするものではありません。

主な投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券¹、社債、ハイイールド債²（非適格債）および外国債を主要投資対象とします。

- 1 モーゲージ証券（以下「MBS」といいます）とは住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関により元利金の支払保証がなされています。ファンドが投資するMBSの代表的なものには、米国政府の機関または機構（政府住宅抵当金庫（Government National Mortgage Association）（以下「GNMA」といいます）連邦住宅抵当金庫（Federal National Mortgage Association）（以下「FNMA」といいます）および連邦住宅貸付抵当金融会社（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下「FHLMC」といいます））により発行されるモーゲージ関連証券があります。またファンドはコマーシャル・モーゲージ・バック証券にも投資します。コマーシャル・モーゲージ・バック証券（以下「CMBS」といいます）とはオフィスビル、ホテル、アパート、ショッピングセンターなどの商業用不動産を担保にしたローンを証券化した商品です。ファンドが投資するMBSおよびCMBSにはモーゲージ担保証券（Collateralized Mortgage Obligation）（以下「CMOs」といいます）を含みます。CMOsとはモーゲージ・ローンまたはモーゲージパススルー証券により担保された証券で、従来のパススルー証券が、住宅ローンのキャッシュフローをそのまま投資家に支払うのに対してCMOsではキャッシュフローをさまざまな形に組替えています。
- 2 ハイイールド債とは、債券などの格付機関（S & P社（スタンダード・アンド・プアーズ）ムーディーズ社など）によって格付される債券の信用度でBB格（格付会社によっては「BB格」と同等の格付を別の記号により表現することがありますが、その場合、当該記号に読替えます）以下に格付されている債券をいいます。格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

その他の投資対象については約款をご確認ください。

分配方針

毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

利子等収益および売買益（評価益を含む）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

約款に定める主な投資制限

1. 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。
2. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
3. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
4. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
5. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
6. 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の 15% 以下の範囲で行います。

法令に定める投資制限

1. デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。
2. 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）
委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

その他の投資制限については約款をご確認ください。

3. ファンドのリスクおよび留意事項

ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、主に米ドルの対円での為替変動により損失を被ることがあります。

ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

以下のリスクにより基準価額が下落することがあります。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

期限前償還リスク

モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

その他の留意点として以下のものがあります。

分配金と基準価額に関する留意点

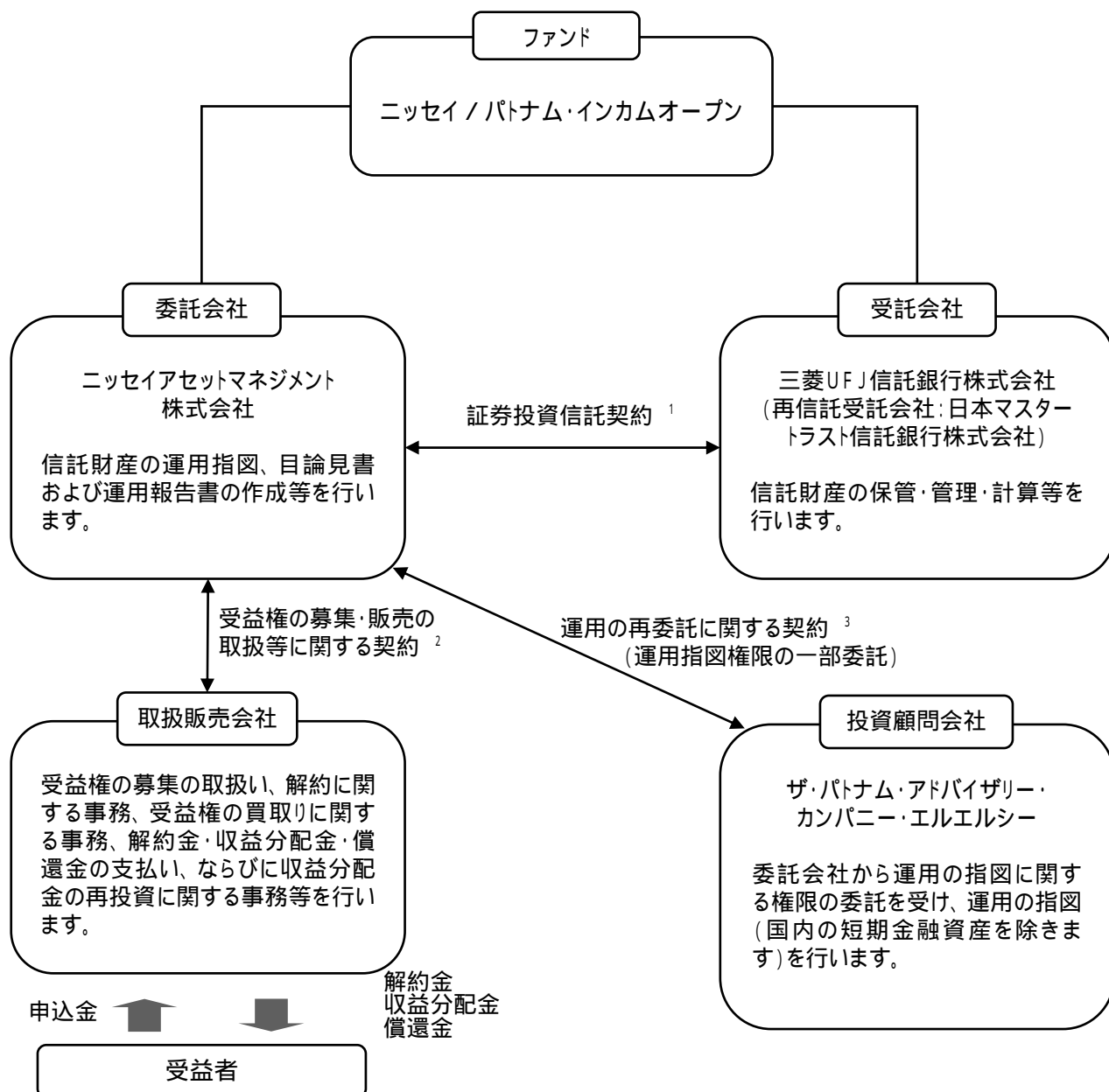
収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

4 . ファンドの仕組みと組織体制

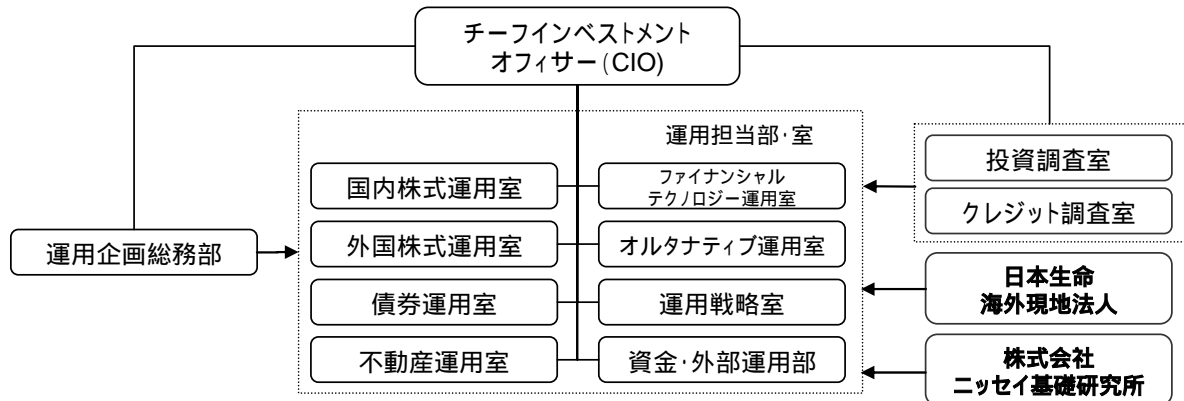
ファンドの仕組み



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

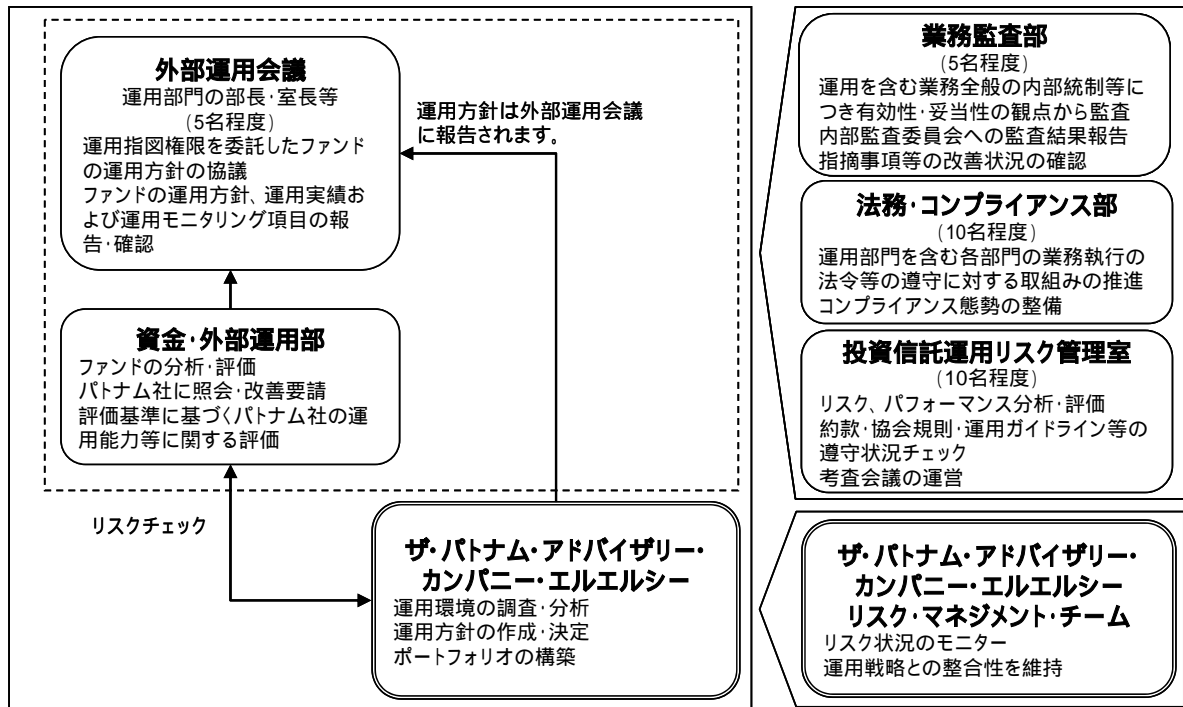
運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネージャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

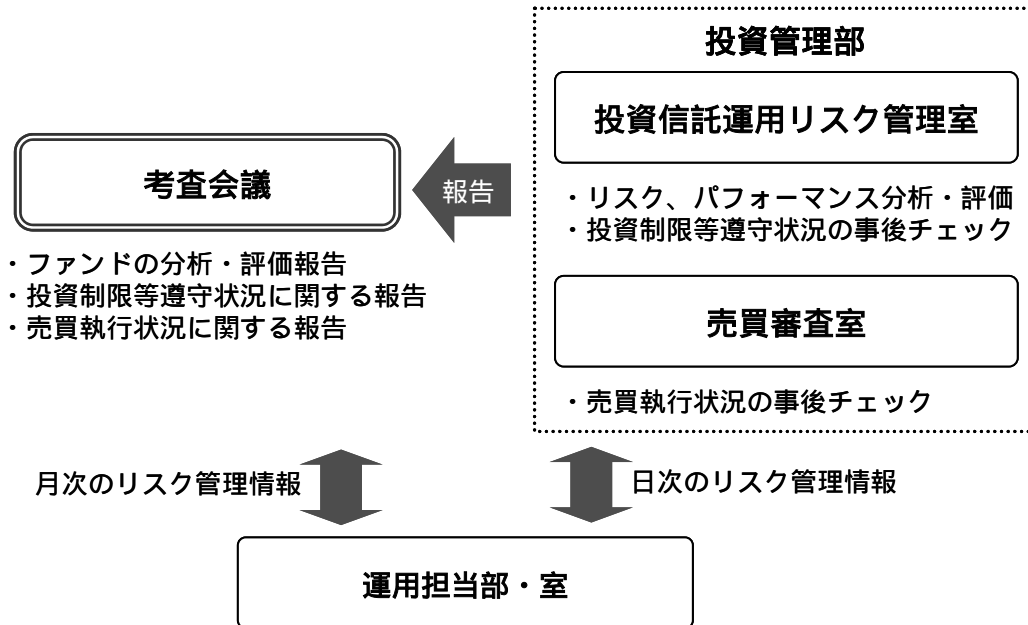


< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク管理体制



1. 投資信託運用リスク管理室が、運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
2. 売買審査室が売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
3. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ご投資の手引き

1. お申込みについて

申 込 受 付	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います(ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません)。 ・原則として午後3時まで取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
取 扱 コ ー ス	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります(取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)。 ・分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく(累積)投資契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます)を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。
申 込 単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・各取扱販売会社が定める単位とします。 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。
申 込 価 額 (発 行 価 額)	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
販 売 価 額	<ul style="list-style-type: none"> ・申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ・収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
申 込 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%(税抜2.5%)を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 手数料率は変更となる場合があります。 ・分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。 ・償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための、振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

- ・上記、「1. お申込みについて」の詳細については、取扱販売会社にお問合せください。
- ・証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

2 . ご換金について

換 金 受 付	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。 ・原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
換 金 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。
換 金 単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・1口単位あるいは1万口単位です。 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。
換 金 価 額	<p>< 解約請求の場合 > 解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>< 買取請求の場合 > 買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は後記「費用と税金」をご確認ください。 換金手数料はありません。</p>
信託財産留保額	<ul style="list-style-type: none"> ・ありません。
支 払 開 始 日	<ul style="list-style-type: none"> ・解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- ・上記、「2 . ご換金について」の詳細については、取扱販売会社にお問合せください。
- ・証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

3 . 分配金について

分 配 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ・毎決算日に、原則として分配方針に基づいて分配を行います。 ・決算日は1・4・7・10月の各15日(年4回、該当日が休業日の場合は翌営業日)です。
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金受取コースの場合 税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 ・分配金再投資コースの場合 税金を差引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。

4 . 償還金について

信 託 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・無期限です。 ただし、約款に規定する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

費用と税金

1. ご負担いただく費用・税金

直接ご負担いただく費用・税金

発生時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625% (税抜2.5%) を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額
分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10% ¹
換金時	所得税・地方税	換金価額と取得価額 ² の差益に対し10% ¹
	換金手数料	ありません
	信託財産留保額	ありません
償還時	所得税・地方税	償還価額と取得価額 ² の差益に対し10% ¹

1 平成24年1月1日以降は、原則20%の税率となります。

2 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

上記は個人受益者の税金の取扱いを説明しています。

詳細につきましては、後記「2. 課税上の取扱い」をご覧ください。

間接的にご負担いただく（信託財産中から支払う）費用・税金

発生時期	項目	費用・税金
毎日	信託報酬総額 (年率)	純資産総額に1.575% (税抜1.5%) をかけた額
	監査費用 (年率・上限)	純資産総額に0.042% (税抜0.04%) をかけた額
取引毎	証券取引の 手数料等	組入有価証券の売買において発生する売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等に要する費用
随時	信託事務の 諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息
借入毎	借入金の利息	一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合の借入金の利息

証券取引の手数料等、信託事務の諸費用、借入金の利息は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

また、費用と税金の合計額、その上限額、計算方法については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

信託報酬

毎日発生し、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。なお、信託報酬率の配分は以下の通りです。

信託報酬率（年率） 1.575%（税抜 1.5%）			
取扱販売会社毎の純資産総額	支払先および配分（年率）		
	委託会社	取扱販売会社	受託会社
2,000 億円超 の部分	0.7350% （税抜 0.70%）	0.7350% （税抜 0.70%）	0.1050% （税抜 0.10%）
1,000 億円超 2,000 億円以下 の部分	0.7875% （税抜 0.75%）	0.6825% （税抜 0.65%）	0.1050% （税抜 0.10%）
1,000 億円以下 の部分	0.8400% （税抜 0.80%）	0.6300% （税抜 0.60%）	0.1050% （税抜 0.10%）

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（上記の委託会社が収受する配分額（税抜）に 0.5 をかけた金額）が含まれます。

監査費用

以下の監査報酬率により毎日計算され、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率（年率）
100 億円超 の部分	0.00420% （税抜 0.004%）
50 億円超 100 億円以下 の部分	0.00525% （税抜 0.005%）
10 億円超 50 億円以下 の部分	0.00735% （税抜 0.007%）
10 億円以下 の部分	0.04200% （税抜 0.040%）

2 . 課税上の取扱い

課税対象

- 分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合: 解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合: 解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額 の差益に対して課税されます。
申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として 20% (所得税 15%・地方税 5%) の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません) または 20% (所得税 15%・地方税 5%) の申告分離課税を選択することもできます。
ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは、
・ 軽減税率が適用され、源泉徴収税率は 10% (所得税 7%・地方税 3%) となります。
・ 確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10% (所得税 7%・地方税 3%) の軽減税率が適用されます。
- 解約請求・償還・
買 取 請 求 時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として 20% (所得税 15%・地方税 5%) の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。
ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは、10% (所得税 7%・地方税 3%) の軽減税率が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

源泉徴収選択口座 (特定口座) を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

確定申告を行い、上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択した場合に限ります) から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。ただし、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）の軽減税率が適用されます。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。

普通分配金	特別分配金
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差引いた額が普通分配金となります。</p>

非課税扱いの投資家については、上記の課税対象については課税されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

その他

1. 管理および運営の概要

資産管理等の概要

資産の評価

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。基準価額は、毎営業日に1回算出されます。
2. ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

3. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

保管

該当事項はありません。

信託期間

無期限です。

計算期間

毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から平成10年10月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

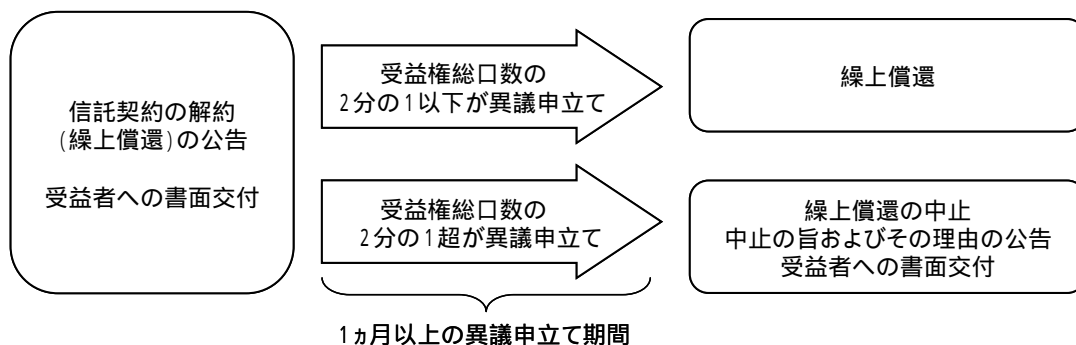
その他

1. 繰上償還

・委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- a. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合
- b. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- c. やむを得ない事情が発生したとき

・委託会社は、前記 . により解約するときには、原則として以下の手続きで行います。

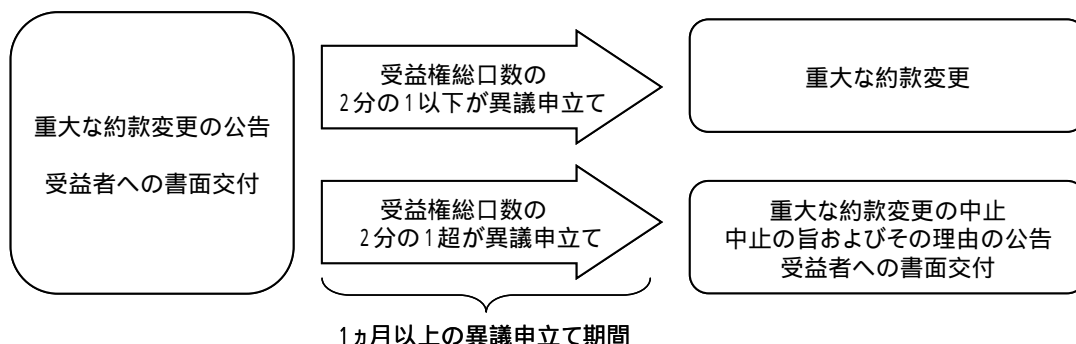


・前記 . のほか委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどは、信託契約を解約しファンドを終了させます。

2. 約款の変更

・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

・委託会社は、前記 . の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、原則として以下の手続きで行います。



・委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記 . および . の規定にしたがいます。

3. 反対者の買取請求権

前記 1 . および 2 . において、一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

4. 公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 運用報告書の作成

4月および10月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、ファンドの知られたる受益者に交付します。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

- 収益分配金に対する請求権
- 償還金に対する請求権
- 解約請求権
- 帳簿閲覧権

2. その他の証券情報

内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

2兆円を上限とします。

申込期間

継続申込期間：平成22年1月16日（土）～平成23年1月14日（金）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

取扱販売会社

取扱販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）につきましては、委託会社にお問合せください。

払込期日

取得申込者は、各取扱販売会社が定める期日（詳しくは取扱販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各取扱販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の取扱販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

信託金の上限

2兆円とします。

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

3 . 内国投資信託受益証券事務の概要

受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益者に対する特典

ありません。

譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

4. 委託会社の概況（平成 21 年 11 月末現在）

委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社

資本金の額：100 億円

会社の沿革

昭和 60 年 7 月 1 日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成 7 年 4 月 4 日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年 4 月 27 日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成 10 年 7 月 1 日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成 12 年 5 月 8 日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 ボストン市ワン・ポスト・オフィス・ スクエア	10,844株	10.00%

5. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目

金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目名は次の通りです。

投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付します。

第 1 ファンドの沿革

第 2 手続等

1. 申込（販売）手続等

2. 換金（解約）手続等

手続等の概要を前記「ご投資の手引き」に記載しています。

第 3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

2. 受益者の権利等

管理及び運営の概要を前記「1. 管理および運営の概要」に記載しています。

第 4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

貸借対照表、損益及び剰余金計算書等を後記「運用状況 2. 財務ハイライト情報」に記載しています。

2. ファンドの現況

第 5 設定及び解約の実績

6 . 商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	あ り ()
債券 一般	年 2 回	日 本	
公債	年 4 回	北 米	
社債	年 6 回 (隔月)	欧 州	
その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア オセアニア	な し
不動産投信	日 々	中 南 米 アフリカ	
その他資産 ()	そ の 他 ()	中 近 東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

債券（一般）	目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年 4 回	目論見書または約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、
社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

運用状況

1. ファンドの運用状況

(1) 投資状況

(平成21年11月30日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	27,798,057,007	10.78
地方債証券	アメリカ	656,660,052	0.25
特殊債券	アメリカ	84,722,817,874	32.85
	国際機関	1,403,144,754	0.54
	ドイツ	902,927,651	0.35
	フランス	339,314,247	0.13
	小計	87,368,204,526	33.87
社債券	アメリカ	129,527,022,374	50.22
	イギリス	2,621,845,555	1.02
	カナダ	1,411,263,409	0.55
	ルクセンブルグ	756,998,856	0.29
	フランス	398,966,792	0.15
	オーストラリア	362,868,908	0.14
	スペイン	361,543,888	0.14
	オランダ	316,521,409	0.12
	ケイマン諸島	285,928,701	0.11
	バミューダ	235,809,911	0.09
	フィンランド	84,276,441	0.03
	小計	136,363,046,244	52.86
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		5,755,471,185	2.24
純資産総額		257,941,439,014	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成21年11月30日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段:帳簿価額(円)		投資比率(%)	
							下段:評価額(円)			
							単価	金額		
1	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	1.500	2013/12/31	国債証券	142,000,000	8,491 8,634	12,057,304,802 12,260,454,092	4.75	
2	アメリカ	FNMA 888703	6.500	2037/8/1	特殊債券	66,188,038	9,424 9,517	6,237,680,099 6,299,389,815	2.44	
3	アメリカ	FANNIE MAE	2.750	2014/3/13	特殊債券	58,510,000	8,827 8,958	5,164,940,100 5,241,128,896	2.03	
4	アメリカ	FNMA 745274	5.500	2036/1/1	特殊債券	49,989,674	9,169 9,261	4,583,619,457 4,629,358,920	1.79	
5	アメリカ	GNMA TBA	4.500	2039/12/1	特殊債券	49,000,000	8,807 8,918	4,315,501,433 4,369,985,885	1.69	
6	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	4.000	2018/8/15	国債証券	42,370,000	9,055 9,283	3,836,615,797 3,933,292,251	1.52	
7	アメリカ	COMM 2007-C9 A4	6.010	2049/12/1	社債券	49,479,000	7,968 7,767	3,942,286,538 3,842,893,944	1.49	

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
8	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	7.625	2025/2/15	国債証券	27,000,000	12,151 12,444	3,280,667,962 3,359,773,574	1.30
9	アメリカ	MSC 2007-IQ15 AM	6.076	2049/6/1	社債券	49,479,000	6,671 6,086	3,300,787,666 3,011,501,098	1.17
10	アメリカ	FEDERAL NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION	7.250	2030/5/15	特殊債券	22,760,000	11,543 11,592	2,627,175,893 2,638,299,623	1.02
11	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	4.500	2015/11/15	国債証券	24,100,000	9,553 9,720	2,302,295,476 2,342,506,041	0.91
12	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	6.250	2030/5/15	国債証券	20,700,000	11,049 11,283	2,287,197,567 2,335,482,071	0.91
13	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	3.500	2039/2/15	国債証券	30,000,000	7,547 7,637	2,264,100,291 2,290,950,624	0.89
14	アメリカ	FNMA 880623	5.500	2036/4/1	特殊債券	24,235,184	9,158 9,248	2,219,547,806 2,241,385,382	0.87
15	アメリカ	MLMT 2005-CIP1 A4	5.047	2038/7/1	社債券	24,440,000	8,205 8,642	2,005,391,942 2,112,067,820	0.82
16	アメリカ	CSFB 2004-C3 A5	5.113	2036/7/1	社債券	23,706,000	8,484 8,786	2,011,120,808 2,082,756,929	0.81
17	アメリカ	MLMT 2006-C2 A4	5.742	2043/8/1	社債券	25,189,200	7,819 7,979	1,969,428,345 2,009,728,755	0.78
18	アメリカ	BSCMS 2004-PWR4 A3	5.468	2041/6/1	社債券	17,668,000	8,705 9,003	1,538,084,281 1,590,676,879	0.62
19	アメリカ	CSFB 2005-C5 A4	5.100	2038/8/1	社債券	18,650,000	8,449 8,523	1,575,665,696 1,589,621,532	0.62
20	アメリカ	FNMA 832484	5.500	2035/9/1	特殊債券	17,164,595	9,169 9,261	1,573,844,445 1,589,549,659	0.62
21	アメリカ	JPMCC 2003-CB6 A2	5.255	2037/7/1	社債券	17,613,000	8,862 9,023	1,560,894,437 1,589,165,361	0.62
22	アメリカ	LBUBS 2004-C4 A4	5.398	2029/6/11	社債券	18,180,000	8,168 8,705	1,485,028,530 1,582,498,520	0.61
23	アメリカ	GCCFC 2005-GG5 A5	5.224	2037/4/1	社債券	18,650,000	8,166 8,165	1,522,902,274 1,522,788,944	0.59
24	アメリカ	BSCMS 2004-T16 A6	4.750	2046/2/1	社債券	17,668,000	8,662 8,552	1,530,369,472 1,510,998,095	0.59
25	アメリカ	JPMCC 2006-LDP8 A2	5.289	2045/5/1	社債券	16,634,000	8,790 8,764	1,462,090,829 1,457,787,717	0.57
26	アメリカ	FNMA 903541	6.000	2021/10/1	特殊債券	14,998,460	9,330 9,374	1,399,381,061 1,405,930,203	0.55
27	アメリカ	MLMT 2005-MKB2 A2	4.806	2042/9/1	社債券	16,017,592	8,678 8,673	1,389,944,856 1,389,152,279	0.54
28	アメリカ	LBUBS 2005-C2 A5	5.150	2030/4/11	社債券	14,670,000	8,580 8,848	1,258,691,864 1,298,043,097	0.50
29	アメリカ	GT 1996-9 M1	7.630	2027/8/15	社債券	18,099,000	6,440 7,150	1,165,497,014 1,294,144,757	0.50
30	アメリカ	FNMA 837563	5.500	2035/6/1	特殊債券	13,701,799	9,169 9,261	1,256,336,069 1,268,872,908	0.49
								投資比率：合計	32.61

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 平成21年11月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
社債券	-	52.86
特殊債券	-	33.87
国債証券	-	10.78
地方債証券	-	0.25
合計		97.76

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額(平成21年11月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額)の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成21年11月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額(円)		1万口当たり純資産総額(円)	
第1特定 期末	(平成10年10月15日)	分配付:	52,107,595,500	分配付:	8,410
		分配落:	51,766,835,850	分配落:	8,355
第2特定 期末	(平成11年4月15日)	分配付:	48,780,605,711	分配付:	8,461
		分配落:	47,560,932,099	分配落:	8,271
第3特定 期末	(平成11年10月15日)	分配付:	33,248,961,088	分配付:	7,227
		分配落:	32,336,841,348	分配落:	7,037
第4特定 期末	(平成12年4月17日)	分配付:	27,578,167,016	分配付:	7,073
		分配落:	26,806,995,584	分配落:	6,883
第5特定 期末	(平成12年10月16日)	分配付:	24,205,522,721	分配付:	7,289
		分配落:	23,512,478,077	分配落:	7,089
第6特定 期末	(平成13年4月16日)	分配付:	39,427,536,103	分配付:	8,588
		分配落:	38,581,134,845	分配落:	8,388
第7特定 期末	(平成13年10月15日)	分配付:	90,876,663,617	分配付:	8,490
		分配落:	89,065,284,756	分配落:	8,290
第8特定 期末	(平成14年4月15日)	分配付:	184,099,533,145	分配付:	9,113
		分配落:	180,378,937,633	分配落:	8,903
第9特定 期末	(平成14年10月15日)	分配付:	346,315,873,671	分配付:	8,759
		分配落:	339,146,397,340	分配落:	8,554
第10特定 期末	(平成15年4月15日)	分配付:	525,730,124,886	分配付:	8,594
		分配落:	514,966,540,811	分配落:	8,399
第11特定 期末	(平成15年10月15日)	分配付:	638,096,791,995	分配付:	7,651
		分配落:	622,565,785,716	分配落:	7,451
第12特定 期末	(平成16年4月15日)	分配付:	788,113,804,297	分配付:	7,579
		分配落:	768,975,596,210	分配落:	7,384

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
第13特定 期末	（平成16年10月15日）	分配付： 867,086,443,731 分配落： 845,828,726,232	分配付： 7,647 分配落： 7,457
第14特定 期末	（平成17年4月15日）	分配付： 975,252,228,661 分配落： 952,020,015,403	分配付： 7,337 分配落： 7,157
第15特定 期末	（平成17年10月17日）	分配付： 972,410,955,935 分配落： 948,336,309,551	分配付： 7,562 分配落： 7,377
第16特定 期末	（平成18年4月17日）	分配付： 816,429,686,207 分配落： 796,465,294,066	分配付： 7,603 分配落： 7,423
第17特定 期末	（平成18年10月16日）	分配付： 739,594,292,136 分配落： 721,545,299,614	分配付： 7,743 分配落： 7,563
第18特定 期末	（平成19年4月16日）	分配付： 596,981,197,743 分配落： 581,445,612,167	分配付： 7,731 分配落： 7,541
第19特定 期末	（平成19年10月15日）	分配付： 503,033,966,361 分配落： 490,426,225,413	分配付： 7,552 分配落： 7,367
第20特定 期末	（平成20年4月15日）	分配付： 397,654,614,981 分配落： 386,362,631,288	分配付： 6,455 分配落： 6,275
第21特定 期末	（平成20年10月15日）	分配付： 330,245,495,043 分配落： 319,884,313,697	分配付： 5,940 分配落： 5,760
第22特定 期末	（平成21年4月15日）	分配付： 298,157,888,521 分配落： 290,067,721,250	分配付： 5,586 分配落： 5,436
第23特定 期末	（平成21年10月15日）	分配付： 274,985,356,503 分配落： 269,358,289,588	分配付： 5,485 分配落： 5,375
	平成20年11月末日	283,946,986,350	5,166
	12月末日	276,813,407,680	5,077
	平成21年1月末日	268,426,633,806	4,947
	2月末日	287,626,710,222	5,338
	3月末日	290,285,105,407	5,425
	4月末日	287,983,604,096	5,418
	5月末日	282,614,096,041	5,361
	6月末日	285,226,727,515	5,464
	7月末日	282,945,335,906	5,474
	8月末日	277,968,468,607	5,453
	9月末日	272,557,539,373	5,416
	10月末日	273,400,593,134	5,508
	平成21年11月30日	257,941,439,014	5,288

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

分配の推移

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	55 円 (普通分配金 45 円、特別分配金 10 円)
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	190 円 (普通分配金 184 円、特別分配金 6 円)
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	190 円 (普通分配金 190 円、特別分配金 0 円)
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	190 円 (普通分配金 190 円、特別分配金 0 円)
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	200 円
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	200 円
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	200 円
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	210 円
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	205 円
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	195 円
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	200 円
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	195 円
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	190 円
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	180 円
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	185 円
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	180 円
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	180 円
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	190 円
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	185 円
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	180 円
第21 特定期	自平成20年4月16日 至平成20年10月15日	180 円
第22 特定期	自平成20年10月16日 至平成21年4月15日	150 円

		1万口当たり分配金
第23 特定期	自平成21年4月16日 至平成21年10月15日	110円

収益率の推移

		収益率
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	15.90%
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	1.27%
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	12.62%
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	0.51%
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	5.90%
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	21.15%
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	1.22%
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	9.93%
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	1.62%
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	0.47%
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	8.91%
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	1.72%
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	3.56%
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	1.61%
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	5.66%
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	3.06%
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	4.31%
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	2.22%
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	0.15%

		収益率
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	12.38%
第21 特定期	自平成20年4月16日 至平成20年10月15日	5.34%
第22 特定期	自平成20年10月16日 至平成21年4月15日	3.02%
第23 特定期	自平成21年4月16日 至平成21年10月15日	0.90%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

2 . 財務ハイライト情報

1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、投資信託説明書(請求目論見書)の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している、「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の5の規定により注記される事項(以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」という。)を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務ハイライト情報は6か月(特定期間)ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22特定期間(平成20年10月16日から平成21年4月15日まで)の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第23特定期間(平成21年4月16日から平成21年10月15日まで)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

その監査報告書は、投資信託説明書(請求目論見書)に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

ニッセイ／パトナム・インカムオープン

1 貸借対照表

(単位：円)

	第22特定期間 (平成21年4月15日現在)	第23特定期間 (平成21年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	14,402,913,970	17,957,901,223
コール・ローン	557,233,721	360,458,854
国債証券	39,057,282,389	24,206,460,767
地方債証券	676,747,645	674,553,500
特殊債券	126,436,360,595	96,102,800,931
社債券	117,192,057,834	136,796,868,857
派生商品評価勘定	76,495,000	11,858,000
未収入金	974,637,173	62,949,060
未収利息	2,813,452,055	2,422,349,629
前払費用	92,272,967	88,418,404
その他未収収益	266,923,781	103,907,427
流動資産合計	302,546,377,130	278,788,526,652
資産合計	302,546,377,130	278,788,526,652
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	661,800
未払金	7,425,644,571	5,497,904,884
未払収益分配金	3,735,087,367	2,505,718,021
未払解約金	221,615,843	318,292,583
未払受託者報酬	72,883,689	73,638,247
未払委託者報酬	1,020,371,888	1,030,935,779
その他未払費用	3,052,522	3,085,750
流動負債合計	12,478,655,880	9,430,237,064
負債合計	12,478,655,880	9,430,237,064
純資産の部		
元本等		
元本	533,583,909,595	501,143,604,282
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△243,516,188,345	△231,785,314,694
純資産合計	290,067,721,250	269,358,289,588
負債純資産合計	302,546,377,130	278,788,526,652

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第22特定期間 (自平成20年10月16日 至平成21年4月15日)	第23特定期間 (自平成21年4月16日 至平成21年10月15日)
営業収益		
受取利息	10,466,660,737	9,143,783,388
有価証券売買等損益	△8,632,622,426	22,099,717,498
為替差損益	△10,080,409,517	△26,537,261,820
その他収益	145,218,756	111,832,167
営業収益合計	△8,101,152,450	4,818,071,233
営業費用		
受託者報酬	148,865,683	148,416,849
委託者報酬	2,084,120,104	2,077,836,425
その他費用	20,785,712	26,808,989
営業費用合計	2,253,771,499	2,253,062,263
営業利益又は営業損失(△)	△10,354,923,949	2,565,008,970
経常利益又は経常損失(△)	△10,354,923,949	2,565,008,970
当期純利益又は当期純損失(△)	△10,354,923,949	2,565,008,970
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△301,577,665	202,897,031
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△235,441,048,652	△243,516,188,345
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,996,270,543	16,704,464,188
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,996,270,543	16,704,464,188
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,927,896,681	1,708,635,561
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,927,896,681	1,708,635,561
分配金	8,090,167,271	5,627,066,915
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△243,516,188,345	△231,785,314,694

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	第 22 特定期間 (自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日)	第 23 特定期間 (自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、為替送金に伴う為替予約取引に係るものであります。	為替予約取引 同左 同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

追加型証券投資信託 ニッセイノパトナム・インカムオープン

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、非適格債および外国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。
パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)から信託報酬相当分(年率1.50%)を控除した数値を参考指標とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。
「円換算ベース」とは現地通貨建てベースのインデックスを委託者が円換算したものです。
外貨建て資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資には、制限を設けません。
私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

3. 収益分配方針

3ヵ月に1回、決算日(1月、4月、7月、10月の各月15日、但し、休日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり分配を行う方針です。

分配対象額の範囲

利子等収益および売買益(評価益を含む)等の全額

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益(収益分配に充てず信託財産に留保した収益)については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ニッセイノパトナム・インカムオープン
約 款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者としてします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金33,309,800,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法)

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については33,309,800,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込を受付けないものとします。ただし、第50条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第32条に規定する予約為替の評価は原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるもの)を含みま

す。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額等)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として委託者が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合において、第50条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

取扱販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

第1項および第2項の取得申込者は委託者または取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第51条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)および取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第50条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受け取りを中止することができます。

(受益証券の種類)

第12条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第18条 (削除)

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者(第20条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第20条、第21条から第30条まで、第32条、第38条、第39条および第41条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを

指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱いは、第23条ないし第26条、第28条、第32条、第38条、第39条、第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー

アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエア1

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第46条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、委託者および取扱販売会社毎の信託財産の純資産総額に下記の投資顧問報酬率を乗じて得た金額の合計額とします。

委託者および取扱販売会社毎の信託財産の純資産総額	投資顧問報酬率
1,000億円	以下の部分 年0.40%
1,000億円超	2,000億円 以下の部分 年0.375%
2,000億円超	の部分 年0.35%

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する

ものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により

借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第34条 (削除)

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。

ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる

収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができず。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第43条 この信託の計算期間は、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から10月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

第45条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とし委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。) 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。) 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第48条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日および第50条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委

託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第3項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第54条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項および第3項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または取扱販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第51条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第52条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第50条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第53条 取扱販売会社は、平成11年1月18日以降において、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として取扱販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもってその受益権を買取ります。ただし、次の事由により、平成11年1月17日以前に受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）から買取りの請求がある場合には、取扱販売会社は、その受益権を買取ります。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして取扱販売会社が認めるとき

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、買取りの請求を受けないものとします。

第1項の受益権の買取価額は、買取申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

取扱販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（一部解約）

第54条 受益者（取扱販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、平成11年1月18日以降において、委託者に1口単位または1万口単位として委託者または取扱販売会社が定める単位（委託者の自らの募集にかかる受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受けた受益権を除きます。）別に定める契約にかかる受益権または取扱販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成11年1月17日以前に受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき

4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者または取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者または取扱販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨および

その内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第61条 (削除)

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第1条 第50条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

附則第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年7月31日

委託者 東京都千代田区九段南三丁目3番6号
ニッセイアセットマネジメント投信株式会社
取締役社長 橋本 裕

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 中野 豊士

1. 別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券

約款第 21 条第 2 項に規定する「別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券」とは、次の(イ)、(ロ)、または(ハ)に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款第 21 条第 1 項に規定するものを除く。)をいうものとします。

- (イ) 金融商品取引法第 24 条の規定に基づき有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を提出している発行会社
- (ロ) 会社法に基づく監査(会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基いて行なわれた監査を含みます。以下同じ。)が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手出来る発行会社
- (ハ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手出来る発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

2. 約款第 11 条の「自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

(50音順)

<p>かんさほうしゅう 監査報酬</p>	<p>ファンドが保有する有価証券や資金などの計理が適正に行われているかなどを監査する監査法人に支払う報酬です。監査報酬は信託財産から支払われます。</p>
<p>きじゆんかかく 基準価額</p>	<p>ファンドの純資産総額を受益権総口数で割った受益権1口あたりの価額です。当初元本1口=1円のファンドは、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れ有価証券の値動き等により、日々変動します。</p>
<p>こべつがんぼん 個別元本</p>	<p>ファンドの申込価額であり、受益者によってその額は異なります。同一ファンドを複数回購入した場合には、そのつど、加重平均により個別元本が計算し直されます。</p>
<p>じゆんしきんそうかく 純資産総額</p>	<p>ファンドに組入れられている株式や債券などの資産総額から、負債総額を差引いた額です。ファンドの規模を示す数字として利用されます。</p>
<p>しやうかん 償還</p>	<p>ファンドが全財産の清算を行い、金銭を受益者に返還することです。ファンドには、満期日の設定された有期限のものと、満期日の設定されていない無期限のものがあり、期限のあるファンドは原則として満期日に償還となります。信託期間中でも、所定の手続きを経て、償還する場合があります(線上償還)。</p>
<p>しんたくざいざん 信託財産</p>	<p>ファンドが保有する有価証券や現金のことです。</p>
<p>しんたくざいざんりゆうほかく 信託財産留保額</p>	<p>換金した受益者から、有価証券を売却するためにかかる費用の相当分を残りの受益者のためにご負担いただく費用です。ファンドによって、信託財産留保額がない場合もあります。</p>
<p>しんたくほうしゅう 信託報酬</p>	<p>ファンドの運用・管理サービスの対価として、投資家が信託財産から間接的にご負担いただく費用です。</p>
<p>とうろくきんゆうきかん 登録金融機関</p>	<p>証券会社以外で、投資信託の販売を行うことができる金融機関のことをいい、銀行、信用金庫、保険会社などが該当します。</p>
<p>ベンチマーク</p>	<p>ファンドの運用目標となる指標。同時に、運用成果を検証する際のパフォーマンス評価基準となります。投資対象によってそれぞれ異なったベンチマークが用いられますが、日本株に投資するファンドの場合はTOPIXや日経平均株価などが代表的です。</p>
<p>ポートフォリオ</p>	<p>個々の投資家が保有またはファンドが投資している金融資産の集合体のことを指します。運用の中身は、株式、債券など様々です。</p>
<p>ポートフォリオ マネジャー</p>	<p>運用方針に基づき、市況動向等を踏まえて具体的な組入対象やその構成を決定し、ポートフォリオを構築する運用者のことを言います。ファンド・マネジャーともいいます。</p>
<p>やつかん 約款</p>	<p>個々の投資信託の具体的な仕組や運営・管理などの詳細について規定したものです。委託会社と受託会社は約款に基づいてファンドの運用・管理を行います。法律に定められている約款の主な記載内容は、委託会社、受託会社の業務、受益者の権利、運用方法、償還および収益の分配、信託報酬、手数料などがあります。</p>
<p>ゆうかしょうけんどどけでしよ 有価証券届出書</p>	<p>投資信託を募集する際、財務局に提出しなければならない法定書類のことです。有価証券届出書は公衆縦覧されており、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork http://info.edinet-fsa.go.jp/) においてインターネットでも閲覧することが可能です。</p>

投資信託説明書

(請求目論見書)

2010.01

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型投信／海外／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。



ニッセイ アセットマネジメント株式会社

NISSAY
ASSET MANAGEMENT

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。

投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年1月16日にその届出の効力が生じております。

投資信託説明書（請求目論見書） 目次

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	5
第4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	10
2 【ファンドの現況】	25
第5 【設定及び解約の実績】	25

第1【ファンドの沿革】

平成10年7月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません）。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消することがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「投資信託説明書（交付目論見書）費用と税金」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と

同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から平成10年10月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回るようになった場合
 - ・ この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4 .」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還 3.」または「約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの4月および10月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22特定期間(平成20年10月16日から平成21年4月15日まで)の財務諸表については監査法人トーマツによる監査を受け、また、第23特定期間(平成21年4月16日から平成21年10月15日まで)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月1日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士

吉益 裕二



指定社員
業務執行社員 公認会計士

松崎 雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成20年10月16日から平成21年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成21年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年11月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

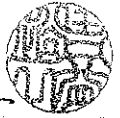
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉益裕二



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成21年4月16日から平成21年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成21年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

ニッセイ／パトナム・インカムオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22特定期間 (平成21年4月15日現在)	第23特定期間 (平成21年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	14,402,913,970	17,957,901,223
コール・ローン	557,233,721	360,458,854
国債証券	39,057,282,389	24,206,460,767
地方債証券	676,747,645	674,553,500
特殊債券	126,436,360,595	96,102,800,931
社債券	117,192,057,834	136,796,868,857
派生商品評価勘定	76,495,000	11,858,000
未収入金	974,637,173	62,949,060
未収利息	2,813,452,055	2,422,349,629
前払費用	92,272,967	88,418,404
その他未収収益	266,923,781	103,907,427
流動資産合計	302,546,377,130	278,788,526,652
資産合計	302,546,377,130	278,788,526,652
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	661,800
未払金	7,425,644,571	5,497,904,884
未払収益分配金	3,735,087,367	2,505,718,021
未払解約金	221,615,843	318,292,583
未払受託者報酬	72,883,689	73,638,247
未払委託者報酬	1,020,371,888	1,030,935,779
その他未払費用	3,052,522	3,085,750
流動負債合計	12,478,655,880	9,430,237,064
負債合計	12,478,655,880	9,430,237,064
純資産の部		
元本等		
元本	533,583,909,595	501,143,604,282
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△243,516,188,345	△231,785,314,694
純資産合計	290,067,721,250	269,358,289,588
負債純資産合計	302,546,377,130	278,788,526,652

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22特定期間 (自平成20年10月16日 至平成21年4月15日)	第23特定期間 (自平成21年4月16日 至平成21年10月15日)
営業収益		
受取利息	10,466,660,737	9,143,783,388
有価証券売買等損益	△8,632,622,426	22,099,717,498
為替差損益	△10,080,409,517	△26,537,261,820
その他収益	145,218,756	111,832,167
営業収益合計	△8,101,152,450	4,818,071,233
営業費用		
受託者報酬	148,865,683	148,416,849
委託者報酬	2,084,120,104	2,077,836,425
その他費用	20,785,712	26,808,989
営業費用合計	2,253,771,499	2,253,062,263
営業利益又は営業損失(△)	△10,354,923,949	2,565,008,970
経常利益又は経常損失(△)	△10,354,923,949	2,565,008,970
当期純利益又は当期純損失(△)	△10,354,923,949	2,565,008,970
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△301,577,665	202,897,031
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△235,441,048,652	△243,516,188,345
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,996,270,543	16,704,464,188
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,996,270,543	16,704,464,188
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,927,896,681	1,708,635,561
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,927,896,681	1,708,635,561
分配金	8,090,167,271	5,627,066,915
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△243,516,188,345	△231,785,314,694

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 22 特定期間 (自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日)	第 23 特定期間 (自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	当ファンドにおける派生商品評価勘定は、為替送回金に伴う為替予約取引に係るものであります。 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左 同左
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 22 特定期間 (平成 21 年 4 月 15 日現在)	第 23 特定期間 (平成 21 年 10 月 15 日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	533,583,909,595 口	501,143,604,282 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損	243,516,188,345 円	231,785,314,694 円
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.5436 円 (5,436 円)	0.5375 円 (5,375 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 22 特定期間 (自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日)	第 23 特定期間 (自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日)
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 567,113,890 円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 565,396,979 円
2. 分配金の計算過程 第 42 期(自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 1 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,990,138,285 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円) 収益調整金(35,958,593,034 円) 及び分配準備積立金(5,665,857,920 円)より、分配対象収益は 45,614,589,239 円(1 口当たり 0.083791 円)であり、うち 4,355,079,904 円(1 口当たり 0.0080 円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 第 44 期(自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 7 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,631,540,588 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円) 収益調整金(34,411,965,315 円) 及び分配準備積立金(6,439,459,137 円)より、分配対象収益は 44,482,965,040 円(1 口当たり 0.085507 円)であり、うち 3,121,348,894 円(1 口当たり 0.0060 円)を分配金額としております。
第 43 期(自平成 21 年 1 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,185,098,356 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円) 収益調整金(35,268,193,205 円) 及び分配準備積立金(5,177,641,154 円)より、分配対象収益は 45,630,932,715 円(1 口当たり 0.085518 円)であり、うち 3,735,087,367 円(1 口当たり 0.0070 円)を分配金額としております。	第 45 期(自平成 21 年 7 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,445,692,759 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円) 収益調整金(33,179,012,151 円) 及び分配準備積立金(6,670,000,370 円)より、分配対象収益は 43,294,705,280 円(1 口当たり 0.086392 円)であり、うち 2,505,718,021 円(1 口当たり 0.0050 円)を分配金額としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 特定期間 (自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日)	第 23 特定期間 (自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 22 特定期間 (自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日)	第 23 特定期間 (自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第 22 特定期間 (平成 21 年 4 月 15 日現在)	第 23 特定期間 (平成 21 年 10 月 15 日現在)
期首元本額	555,325,362,349 円	533,583,909,595 円
期中追加設定元本額	4,067,941,735 円	3,725,263,508 円
期中一部解約元本額	25,809,394,489 円	36,165,568,821 円

2 有価証券関係

第 22 特定期間 (平成 21 年 4 月 15 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 21 年 1 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	39,057,282,389	1,209,198,375
地方債証券	676,747,645	46,812,018
特殊債券	126,436,360,595	568,400,076
社債券	117,192,057,834	1,867,759,219
合計	283,362,448,463	2,555,369,536

第 23 特定期間 (平成 21 年 10 月 15 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 21 年 7 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	24,206,460,767	126,336,328
地方債証券	674,553,500	70,220,193
特殊債券	96,102,800,931	1,715,438,804
社債券	136,796,868,857	10,244,120,017
合計	257,780,684,055	12,156,115,342

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

第 22 特定期間 (自平成 20 年 10 月 16 日 至平成 21 年 4 月 15 日)	第 23 特定期間 (自平成 21 年 4 月 16 日 至平成 21 年 10 月 15 日)
<p>1. 取引の内容 利用している取引は、通貨関連で、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 為替予約取引は、外貨の送回国のために利用しております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 為替予約取引は、外貨の送回国に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

第22 特定期間（平成21年4月15日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,017,995,000	-	4,941,500,000	76,495,000
合計		5,017,995,000	-	4,941,500,000	76,495,000

（注）時価の算定方法

国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

第23 特定期間（平成21年10月15日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	4,223,806,200	-	4,212,610,000	11,196,200
合計		4,223,806,200	-	4,212,610,000	11,196,200

（注）時価の算定方法

国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 （%）	償還日	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY NOTE/BOND	1.500	2013/12/31	142,000,000.00	138,893,040.00	
	US TREASURY NOTE/BOND	4.500	2015/11/15	24,100,000.00	26,521,086.00	
	US TREASURY NOTE/BOND	9.125	2018/5/15	142,000.00	204,035.54	
	US TREASURY NOTE/BOND	2.750	2019/2/15	15,000,000.00	14,203,050.00	
	US TREASURY NOTE/BOND	7.625	2025/2/15	27,000,000.00	37,791,360.00	
	US TREASURY NOTE/BOND	6.250	2030/5/15	20,700,000.00	26,347,167.00	
	US TREASURY NOTE/BOND	3.500	2039/2/15	30,000,000.00	26,081,100.00	
	国債証券 計				258,942,000.00	270,040,838.54 (24,206,460,767)
地方債証券	CA TXB-VAR PURP	7.500	2034/4/1	1,210,000.00	1,249,978.40	
	MI TOB SETTLEMT TXB-A	7.309	2034/6/1	1,920,000.00	1,480,742.40	
	N TX HWY-TXB-B	6.718	2049/1/1	1,965,000.00	2,148,884.70	
	TOB SETTLEMT FIN-A	7.467	2047/6/1	3,435,000.00	2,645,533.95	
地方債証券 計				8,530,000.00	7,525,139.45 (674,553,500)	
特殊債券	EDF SA	6.950	2039/1/26	3,225,000.00	3,849,521.25	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.875	2036/2/15	4,000,000.00	3,961,080.00	
	FANNIE MAE	2.750	2014/3/13	58,510,000.00	59,497,063.70	
	FEDERAL NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION	7.250	2030/5/15	22,760,000.00	30,263,516.80	
	FHLMC G01461	6.000	2032/10/1	16,105.96	17,288.62	
	FHLMC GOLD A00074	7.500	2020/1/1	2,660.35	2,864.13	
	FHLMC GOLD A19332	5.500	2034/3/1	4,621,288.57	4,887,012.66	
	FHLMC GOLD A19517	5.500	2034/3/1	2,103,279.31	2,224,217.87	
	FHLMC GOLD A19630	5.500	2034/3/1	3,764,447.25	3,980,902.96	
	FHLMC GOLD A19646	5.500	2034/3/1	6,254,654.93	6,614,297.58	
	FHLMC GOLD A23445	5.000	2034/6/1	490,518.81	510,443.68	
	FHLMC GOLD G01074 7.	7.500	2029/10/1	343,950.19	387,480.52	
	FHLMC GOLD G11752	5.500	2020/7/1	11,194.20	11,947.56	
	FHLMC GOLD J06128	6.000	2021/9/1	60,171.16	64,653.30	
	FNGT 1999-T2 A1	7.49999	2039/1/1	1,287,574.47	1,434,834.35	
	FNGT 2000-T6 A1	7.500	2030/6/1	435,599.90	478,885.45	
	FNGT 2001-T1 A1	7.500	2040/10/1	3,572,985.23	3,990,559.98	
	FNGT 2001-T10 A1	7.000	2041/12/25	7,305,960.85	7,995,424.36	
	FNGT 2001-T12 A2	7.500	2041/8/1	2,096,627.61	2,341,660.46	
	FNGT 2001-T12 I0	0.54768	2041/8/1	5,249,500.79	111,341.89	
	FNGT 2001-T3 A1	7.500	2040/11/1	738,448.05	806,289.26	
	FNGT 2001-T4 A1	7.500	2041/7/1	31,820.13	35,538.94	
	FNGT 2001-T7 A1	7.500	2041/2/1	7,731,464.53	8,441,754.16	
	FNGT 2001-T8 A1	7.500	2041/7/1	5,001,450.14	5,460,933.35	
	FNGT 2002-T1 A4	9.500	2031/11/25	12,793.58	14,708.52	
	FNGT 2002-T1 I0	0.4237	2031/11/1	6,440,592.84	79,541.30	
	FNGT 2002-T12 A3	7.500	2042/5/25	2,324,100.35	2,595,717.94	
FNGT 2002-T16 A3	7.500	2042/7/25	9,896,693.30	11,053,319.83		
FNGT 2002-T18 A4	7.500	2042/8/25	6,824,365.53	7,604,868.21		
FNGT 2002-T19 A3	7.500	2042/7/25	2,425,282.22	2,708,724.93		
FNGT 2002-T4 A3	7.500	2041/12/25	4,152,599.99	4,637,914.33		
FNGT 2002-T4 A4	9.500	2041/12/1	2,558,827.34	2,941,832.61		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNW 2002-W8 A3	7.500	2042/6/25	293,859.95	328,203.36	
	FNW 2003-W1 2A	7.500	2042/12/1	3,110,117.46	3,473,596.88	
	FNW 2003-W10 110	1.86436	2043/6/25	48,544,758.50	3,448,134.16	
	FNW 2003-W10 310	1.9125	2043/6/25	13,291,284.80	924,807.58	
	FNW 2003-W12 2102	2.21798	2043/6/25	22,724,842.37	1,973,652.54	
	FNW 2003-W14 1102	0.99432	2043/9/25	99,753,053.45	3,099,327.37	
	FNW 2003-W15 2102	1.27464	2043/8/25	98,966,686.29	3,884,442.40	
	FNW 2003-W17 1102	1.1431	2033/8/1	93,661,947.67	3,457,999.10	
	FNW 2003-W18 1102	0.97051	2043/8/25	104,030,316.78	3,179,166.48	
	FNW 2003-W19 1102	1.08775	2033/11/1	66,390,807.60	2,316,375.27	
	FNW 2003-W2 1A3	7.500	2042/7/25	3,806,994.36	4,251,917.77	
	FNW 2003-W2 110	0.46598	2042/7/1	21,487,541.59	306,197.46	
	FNW 2003-W2 210	0.80763	2042/7/1	44,838,495.39	1,179,252.36	
	FNW 2003-W3 1A2	7.000	2042/8/1	1,271,035.37	1,390,982.96	
	FNW 2003-W3 1A3	7.500	2042/8/25	2,253,168.83	2,516,496.64	
	FNW 2003-W3 110	0.44154	2042/8/25	37,438,569.29	529,755.74	
	FNW 2003-W3 2101	0.67597	2042/6/25	17,822,478.22	395,480.79	
	FNW 2003-W4 3A 10	0.24279	2042/10/25	19,670,615.07	305,484.64	
	FNW 2003-W4 4A	7.500	2042/10/1	788,068.39	880,169.93	
	FNW 2003-W6 2103	0.35202	2042/9/25	27,077,003.05	311,385.52	
	FNW 2003-W6 310	0.36848	2042/9/1	25,387,735.35	309,984.24	
	FNW 2003-W6 5101	0.66967	2042/9/25	18,303,683.31	423,730.26	
	FNW 2003-W6 PT1	10.19469	2042/9/25	1,452,850.43	1,670,313.08	
	FNW 2003-W8 1102	1.63667	2042/12/25	33,832,701.62	1,898,691.21	
	FNW 2004-W1 1102	0.51127	2043/11/25	111,836,465.58	1,731,228.46	
	FNW 2004-W11 1A4	7.500	2044/5/1	4,465,077.55	4,986,911.16	
	FNW 2004-W12 1A3	7.000	2044/7/1	361,866.89	393,483.20	
	FNW 2004-W12 1A4	7.500	2044/7/1	1,595,946.87	1,754,536.10	
	FNW 2004-W14 2A	7.500	2044/7/1	840,527.86	924,051.11	
	FNW 2004-W8 3A	7.500	2044/6/25	5,790,438.97	6,467,167.56	
	FNW 2004-W9 2A3	7.500	2044/2/25	4,695,105.99	5,161,658.67	
	FNW 2005-W1 1A4	7.500	2044/10/1	6,443,376.45	7,196,413.85	
	FNW 2005-W3 1A	7.500	2045/3/1	5,901,807.81	6,488,270.44	
	FNW 2005-W4 1A3	7.000	2035/8/1	371,552.77	406,616.20	
	FSPC T41 3A	7.500	2032/7/1	7,748,470.42	8,634,662.95	
	FSPC T-42 A6	9.500	2042/2/1	699,717.17	773,187.45	
	FSPC T-51 2A	7.500	2042/8/25	2,287,761.16	2,497,937.76	
	FSPC T-55 1A2	7.000	2043/3/25	6,712.72	7,354.59	
	FSPC T-56 110	0.26871	2043/5/25	21,111,802.89	173,750.13	
	FSPC T-56 210	0.03642	2043/5/25	19,541,276.67	0.00	
	FSPC T-56 310	0.14117	2043/5/25	16,176,900.73	192,343.34	
	FSPC T-56 A10	0.52403	2043/5/25	21,815,139.51	377,401.90	
	FSPC T-57 1A3	7.500	2043/7/1	8,560,729.05	9,539,819.63	
	FSPC T-59 1A3	7.500	2043/10/1	10,719,745.66	11,704,568.69	
	FSPC T-60 1A3	7.500	2044/3/1	11,794,571.66	13,143,516.81	
	GNMA 4018	6.500	2037/8/1	6,119,401.90	6,522,792.83	
	GNMA 4029	6.500	2037/9/1	502,277.11	535,387.21	
GNMA 4040	6.500	2037/10/1	1,767,580.24	1,884,099.12		
GNMA 11 002921	7.500	2030/5/1	12,447.88	14,085.64		
GNMA TBA	4.500	2039/10/1	49,000,000.00	49,688,940.00		
GNR 1998-2 EA	0.000	2028/1/16	61,276.16	50,058.33		
GNR 2007-26 SL	6.55875	2037/5/16	517,364.09	66,284.68		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT	4.750	2035/2/15	12,000,000.00	11,820,000.00	
	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.875	2019/6/17	9,400,000.00	10,152,564.00	
	特殊債券 計			2,109,983,161.76	1,072,097,288.39 (96,102,800,931)	
社債券	AABST 2004-3 A1	0.60625	2034/9/25	544,218.44	464,065.94	
	AABST 2004-6N NOTE	4.750	2035/3/25	236,293.05	23.62	
	ABFC 2002-NC1 A10	0.000	2033/7/1	21,313,000.00	0.00	
	ABFC 2004-OPT4 A2	0.55625	2034/4/25	726,331.06	601,997.70	
	ACAP 2003-2A G1	0.94625	2033/9/20	1,679,416.76	806,120.04	
	ACCR 2005-4 A2C	0.45625	2035/12/25	59,910.33	53,117.09	
	ACE 2006-0P2 A2C	0.39625	2036/8/25	269,000.00	103,782.89	
	AEP TEXAS NORTH CO	5.500	2013/3/1	2,375,000.00	2,513,581.25	
	AETNA INC	6.000	2016/6/15	1,060,000.00	1,117,801.80	
	AFC 1999-2 1A	0.65625	2029/6/25	3,007,678.12	1,328,371.11	
	AGFC CAPITAL TRUST I	6.000	2067/1/15	545,000.00	204,375.00	
	ALLEGHENY ENERGY SUPPLY CO LLC	7.800	2011/3/15	391,000.00	415,636.91	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	9.375	2019/6/1	154,000.00	173,060.58	
	ALLIED WASTE NORTH AMERICA INC	6.500	2010/11/15	785,000.00	820,325.00	
	ALLIED WASTE NORTH AMERICA INC	5.750	2011/2/15	500,000.00	518,810.00	
	ALLIED WASTE NORTH AMERICA INC	6.375	2011/4/15	1,275,000.00	1,329,289.50	
	ALTRIA GROUP INC	8.500	2013/11/10	195,000.00	225,743.70	
	AMEREN CORP	8.875	2014/5/15	1,620,000.00	1,814,610.60	
	AMERICAN AIRLINES PASS THROUGH TRUST 2001-02	7.858	2011/10/1	1,155,000.00	1,146,337.50	
	AMERICAN EXPRESS BANK FSB	5.550	2012/10/17	2,045,000.00	2,161,789.95	
	AMERICAN EXPRESS BANK FSB	0.545	2017/6/12	2,830,000.00	2,299,261.80	
	AMERICAN EXPRESS CO	8.125	2019/5/20	2,475,000.00	2,920,252.50	
	AMERICAN EXPRESS TRAVEL RELATED SERVICES CO INC	0.44625	2011/6/1	2,500,000.00	2,395,475.00	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	5.850	2018/1/16	1,155,000.00	878,088.75	
	AMSI 2004-R1 A2	0.54625	2034/2/25	715,787.07	554,770.76	
	AMSI 2006-R1 M10	2.74625	2036/3/25	1,036,929.25	1,866.47	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC	7.750	2019/1/15	2,425,000.00	2,846,537.75	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC	5.375	2020/1/15	3,470,000.00	3,487,454.10	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC	8.200	2039/1/15	740,000.00	929,018.20	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC	6.375	2040/1/15	3,350,000.00	3,429,328.00	
APPALACHIAN POWER CO	5.800	2035/10/1	2,710,000.00	2,594,093.30		
ARCAP 2003-1A E	7.110	2038/8/1	2,874,000.00	517,320.00		
ARCAP 2004-1A E	6.420	2039/4/1	3,520,137.00	633,624.66		
ARCELORMITTAL	9.850	2019/6/1	1,965,000.00	2,312,156.55		
ASC 1996-M06 A7	8.63066	2029/11/11	4,604,582.92	5,068,632.77		
ASTRAZENECA PLC	5.900	2017/9/15	3,515,000.00	3,922,529.10		
AT&T INC	4.950	2013/1/15	3,200,000.00	3,410,336.00		
AT&T INC	5.500	2018/2/1	4,310,000.00	4,506,967.00		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	UNITED TECHNOLOGIES CORP	6.125	2038/7/15	5,150,000.00	5,691,368.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	5.800	2036/3/15	1,260,000.00	1,179,347.40	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6.500	2037/6/15	865,000.00	878,303.70	
	VENTAS REALTY LP / VENTAS CAPITAL CORP	6.750	2017/4/1	1,260,000.00	1,222,200.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	8.750	2018/11/1	678,000.00	847,886.46	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	7.350	2039/4/1	1,732,000.00	2,036,780.04	
	VERIZON NEW ENGLAND INC	6.500	2011/9/15	1,710,000.00	1,847,193.30	
	VERIZON NEW ENGLAND INC	4.750	2013/10/1	3,965,000.00	4,123,837.90	
	VERIZON NEW JERSEY INC	8.000	2022/6/1	3,163,000.00	3,595,350.47	
	VERIZON VIRGINIA INC	4.625	2013/3/15	3,585,000.00	3,724,850.85	
	WACHOVIA BANK NA	6.000	2017/11/15	5,625,000.00	5,845,275.00	
	WACHOVIA BANK NA	6.600	2038/1/15	1,748,000.00	1,893,398.64	
	WACHOVIA CORP	5.500	2013/5/1	405,000.00	432,313.20	
	WACHOVIA CORP	5.750	2017/6/15	5,370,000.00	5,587,216.50	
	WAL-MART STORES INC	6.200	2038/4/15	1,875,000.00	2,062,743.75	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	6.125	2019/8/15	1,645,000.00	1,696,916.20	
	WBCMT 2003-C3 IOI	0.5494	2035/2/1	62,580,623.57	1,593,302.67	
	WBCMT 2005-C16 XC	0.53749	2041/10/1	68,549,790.81	1,059,779.76	
	WBCMT 2005-WL5A L	3.54338	2018/1/15	3,069,000.00	2,092,444.20	
	WBCMT 2006-C23 XC	0.08039	2045/1/1	225,665,742.64	1,017,752.49	
	WBCMT 2006-C26 A2	5.935	2045/6/1	1,530,000.00	1,556,193.60	
	WBCMT 2006-C26 XC	0.0661	2045/6/1	297,257,966.31	769,898.13	
	WBCMT 2006-C27 A2	5.624	2045/7/1	11,142,000.00	11,292,417.00	
	WBCMT 2007-C31 A2	5.421	2047/4/1	6,212,000.00	6,166,031.20	
	WBCMT 2007-C33 A3	6.09964	2051/2/1	6,212,000.00	5,994,455.76	
	WBCMT 2007-C34 IO	0.51982	2046/5/1	72,296,342.77	1,247,111.91	
	WEA FINANCE LLC / WT FINANCE AUST PTY LTD	6.750	2019/9/2	5,090,000.00	5,099,212.90	
	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	5.500	2016/2/15	870,000.00	885,799.20	
	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	6.500	2036/8/1	1,830,000.00	1,815,982.20	
	WELLPOINT INC	7.000	2019/2/15	725,000.00	819,228.25	
	WELLS FARGO BANK NA	0.650	2016/5/16	2,285,000.00	1,974,354.25	
	WESTPAC CAPITAL TRUST III	5.819	2013/9/30	2,915,000.00	2,587,616.35	
	WFHET 2007-1 A3	0.56625	2037/3/25	128,000.00	41,349.12	
	WHINS 1A B3	1.40375	2044/10/25	2,386,833.22	286,419.98	
	WHIRLPOOL CORP	8.600	2014/5/1	615,000.00	700,036.05	
	WILLIS NORTH AMERICA INC	6.200	2017/3/28	555,000.00	541,330.35	
	WMCMS 2005-C1A G P/P 144A	5.720	2036/5/1	679,000.00	217,538.02	
	WPP FINANCE UK	8.000	2014/9/15	1,770,000.00	1,945,831.80	
	XEROX CORP	8.250	2014/5/15	2,202,000.00	2,498,741.52	
	XEROX CORP	6.400	2016/3/15	2,920,000.00	3,040,420.80	
	XEROX CORP	6.350	2018/5/15	340,000.00	355,436.00	
	XSTRATA FINANCE CANADA LTD	5.800	2016/11/15	1,790,000.00	1,752,087.80	
	XTO ENERGY INC	5.500	2018/6/15	860,000.00	885,585.00	
	XTO ENERGY INC	6.500	2018/12/15	1,040,000.00	1,146,163.20	
	XTO ENERGY INC	6.750	2037/8/1	1,295,000.00	1,401,345.40	
	ZFS FINANCE USA TRUST I	6.500	2037/5/9	538,000.00	435,780.00	
	社債券 計				10,197,394,499.38	1,526,069,487.47 (136,796,868,857)
米ドル 小計				12,574,849,661.14	2,875,732,753.85 (257,780,684,055)	
合計					257,780,684,055 (257,780,684,055)	

(注) 1. 種類ごとの計及び米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
米ドル	国債証券 7 銘柄	9.39 %	100.00 %
	地方債証券 4 銘柄	0.26 %	
	特殊債券 416 銘柄	37.28 %	
	社債券 593 銘柄	53.07 %	
合計		100.00 %	100.00 %

(注) 組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の通貨ごとの比率であります。

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。
- 第4 不動産等明細表
該当事項はありません。
- 第5 商品明細表
該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成21年11月30日現在)

資産総額	263,829,241,717 円
負債総額	5,887,802,703 円
純資産総額 (-)	257,941,439,014 円
発行済数量	487,780,532,834 口
1万口当たり純資産額 (/ ×10000)	5,288 円

第5【設定及び解約の実績】

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	61,956,300,000	-	61,956,300,000
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	10,889,068,789	15,339,917,491	57,505,451,298
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	2,205,571,344	13,761,358,734	45,949,663,908
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	700,656,938	7,704,912,068	38,945,408,778
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	493,969,195	6,269,766,251	33,169,611,722
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	23,125,048,604	10,296,397,782	45,998,262,544
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	76,399,945,809	14,967,528,344	107,430,680,009
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	121,517,608,641	26,340,944,660	202,607,343,990
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	219,098,508,944	25,210,489,132	396,495,363,802
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	247,180,773,601	30,538,040,802	613,138,096,601
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	268,296,466,026	45,863,111,727	835,571,450,900
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	242,504,931,269	36,612,115,108	1,041,464,267,061
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	147,905,492,413	55,064,968,459	1,134,304,791,015
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	247,032,096,758	51,181,727,408	1,330,155,160,365
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	124,833,298,655	169,457,739,749	1,285,530,719,271
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	51,989,680,914	264,524,617,771	1,072,995,782,414

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	43,594,968,765	162,498,146,232	954,092,604,947
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	12,895,958,136	195,932,743,579	771,055,819,504
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	6,874,679,068	112,245,243,122	665,685,255,450
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	5,895,627,120	55,909,891,809	615,670,990,761
第21 特定期	自平成20年4月16日 至平成20年10月15日	3,946,080,390	64,291,708,802	555,325,362,349
第22 特定期	自平成20年10月16日 至平成21年4月15日	4,067,941,735	25,809,394,489	533,583,909,595
第23 特定期	自平成21年4月16日 至平成21年10月15日	3,725,263,508	36,165,568,821	501,143,604,282

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。